



ホームページ
 学校共済 佐賀



検索



フロント課 入職2年目



料飲課 入職2年目



調理課 入職3年目



料飲課 入職2年目

「お客様に喜んでいただくことが私たちの喜びです。」



ホテル「グランデはぐくれ」は、昨年2月のリニューアルオープンから1周年を迎えます。フレッシュな若手職員も快適なサービスと美味しい料理をご提供するため日々の業務に一生懸命取り組んでおります。

これからも皆さまのお役に立てるホテルを目指してまいります。



退職関係情報が満載です！



も く じ	マイナポータル上での健診結果の閲覧について…… 2	「出産費及び家族出産費に係る支給額」について… 12
	「ウォーキンググランプリ」の結果について …… 3	「退職予定者の貸付返済」について …… 12
	「退職後の医療保険制度」について …… 4~7	「標準報酬制(随時改定)」について …… 13
	「年金制度の改正」について …… 8~9	「グランデはぐくれ」からのお知らせ …… 14~16
	「被扶養者の現況確認(検認)」の結果について …… 10~11	

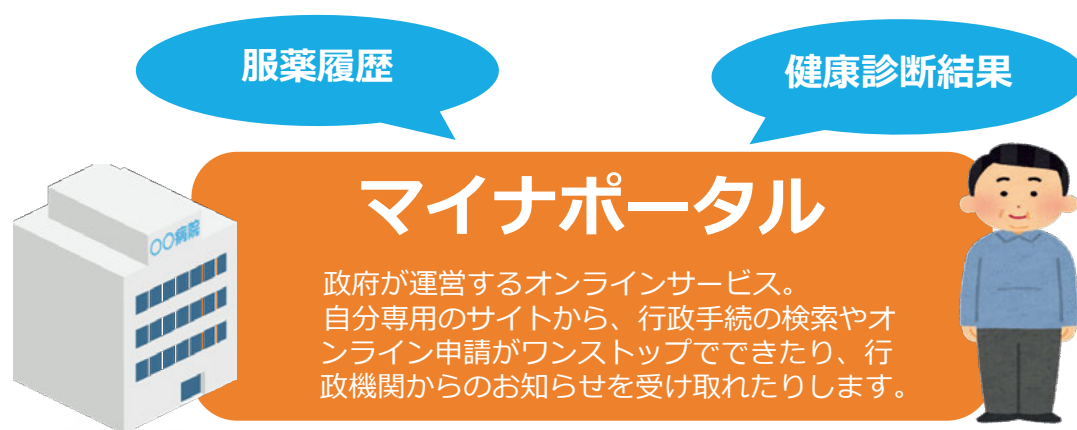
特定健診の対象年齢の加入者の皆さま

マイナポータル上で健診結果などを 閲覧できるようになります

- ◆ 令和3年10月より、マイナポータル上で特定健診（※1）や事業主健診等（※2）の結果の閲覧が可能です。

（※1）生活習慣病の予防・改善のため、保険者が40～74歳の方を対象に実施する健診

（※2）特定健診の検査項目の結果が事業主等から保険者に提供された場合に閲覧可



- ◆ この仕組みを用いて、令和2年度以降に受診していただいた健診の結果を閲覧できるよう、下記のスケジュールでデータを登録する予定です。

登録対象外
となる場合

- ・妊産婦等、特定健診の除外対象者の場合
- ・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により異動した者の場合 等

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）健診実施分登録予定時期

登録完了済

令和3年度以降（令和3年4月1日以降）健診実施分登録予定時期

健診受診年度の翌年度の11月1日までに登録完了予定

令和3年度 第8回 ウォーキンググランプリ結果発表

ウォーキンググランプリは厚生労働省が推奨する個人の健康増進を図るためのインセンティブ事業の1つです。

所属チームで2か月間（10～11月）での1日平均歩数を競う方法で実施いたしました。

参加者は総勢 197チーム、3233名!! 全参加者の1日平均歩数 8469歩!!

🏆 見事トップ10に輝いたチームをご紹介します！おめでとうございます!!

順位	所属チーム名	1日平均歩数
第1位	学校教育課	13869
第2位	牧島小学校	13550
第3位	北波多中学校	11732
第4位	大山小学校	11569
第5位	佐賀工業高等学校（定時制）	11388
第6位	五町田小学校	11119
第7位	小川小学校	11064
第8位	白石高等学校 商業科キャンパス	10901
第9位	佐賀宿泊所	10877
第10位	打上小学校	10806



上位賞チームには、グランデはがくれのお食事券、飛び賞チームには佐賀牛カレーをお送りします！来年度もぜひご参加ください。



参加した皆様のご意見・ご感想

- ・各自が自分の健康を見直し、みんなで楽しく取り組むことができました。
- ・2か月きちんと調べてみると、土日がいかに歩いていないかがわかり、運動不足を痛感した。
- ・お陰様で、体脂肪が減りました。
- ・毎日の歩数を競い合ったりと、職員間の交流の良いきっかけとなった。
- ・「くすっ」と笑える参加賞があると職員室の話題のネタになり、心の健康に寄与するかと思います。
- ・歩くと前向きな気持ちになります。冬も頑張って続けていこうと思います。

などなど

支部から

この度はウォーキンググランプリにたくさんのご参加をいただき、本当にありがとうございました。

参加者の皆様からは、上記のほかにも多くのご意見・ご感想をいただきました。今後の参考にさせていただきます。

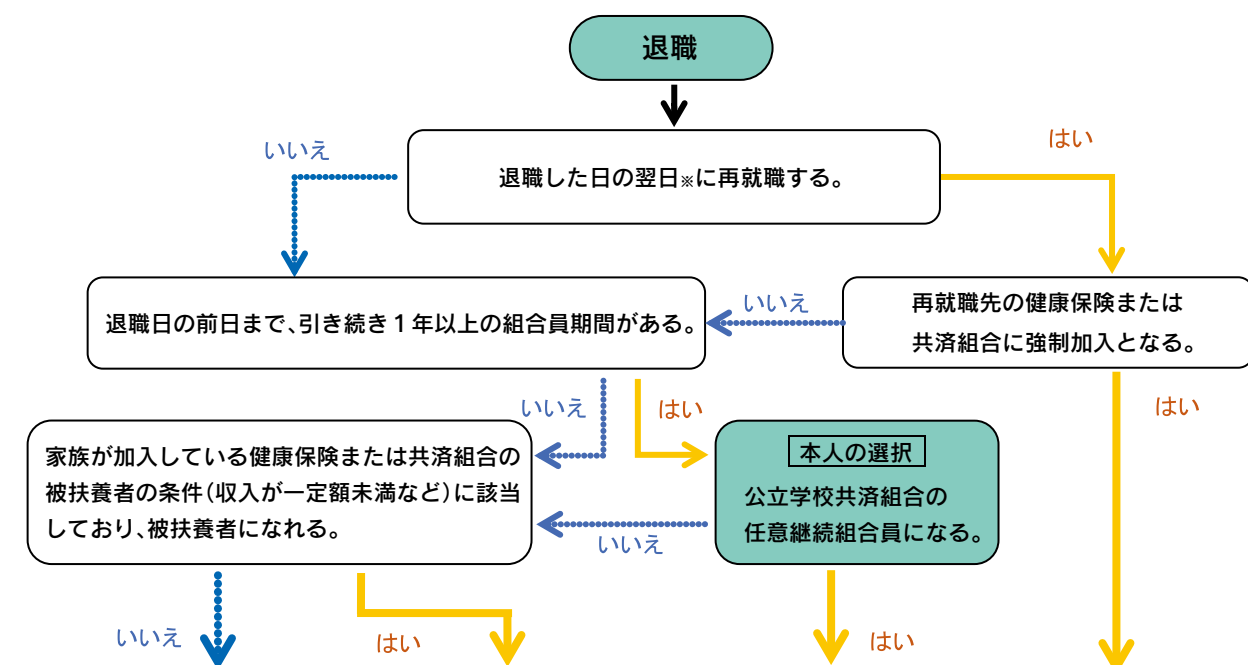
今年度のウォーキンググランプリは終わりましたが、引き続き楽しくウォーキングを続け健康増進に努めていただけるなら幸いに思います。



退職後の医療保険制度について

公立学校共済組合員である教職員が退職をすると、共済組合員資格を喪失しますので、新たに公的医療保険制度に加入することになります。

加入の要件は再就職の有無や勤務状況によって異なりますので、ご自身に合った制度を選んで、加入手続きを行いましょう。



	国民健康保険の被保険者	健康保険または共済組合の被扶養者	任意継続組合員 (最長2年間加入できます) 5~7ページ参照	健康保険の被保険者または共済組合の組合員
給付内容	附加給付がない等、健康保険や共済組合より給付額が少額になることもあります。	健康保険または共済組合により異なります。	現職時とほぼ同じです。給付内容は7ページを参照ください。	健康保険または共済組合により異なります。
掛金(保険料)	前年の収入をベースに算出(市町により異なります)されます。	被扶養者となるため掛金(保険料)の負担はありません。	雇用主負担がなくなるため、最大で現職時の2倍になります。	健康保険または共済組合により異なります。
窓口	各市町国民健康保険担当	ご家族が加入されている医療保険担当	公立学校共済組合佐賀支部	再就職先の医療保険担当
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった方の分の保険料を世帯主が負担することになります。	年金(公的年金、個人年金)も収入に含まれます。被扶養者になるための条件については、保険者間で異なる場合があるので事前に確認してください。	被扶養者制度についても在職時と同じです。	再就職先によっては、健康保険が適用されない場合があります。

※ 定年退職後、数日の空白期間において公立学校の臨時的任用職員になる場合、退職時に次の雇用が決まっており、かつ退職から2週間以内(退職の翌日から起算して14日以内)の再雇用であれば、空白期間も公立学校共済組合員としての資格は継続します。

例) 3/31付け定年退職、4/14付け臨時的任用(常勤講師等)

公立学校共済組合任意継続組合員制度について

共済組合に掛金を納めることにより、本人及び被扶養者が退職後も引き続き（最長2年間）医療給付等について、現職時と同様の給付と一部の福祉事業が受けられる制度です。

加入要件

- ①退職日の前日までに1年以上引き続き組合員であること
- ②退職の日から起算して20日を経過する日までに共済組合へ申し出を行うこと

なお、再就職などにより、途中で脱退することはできますが、再加入するためには、再度①②の要件を満たす必要があります。

Q 1 令和3年4月1日に採用された臨時的任用職員が令和4年3月31日付で退職する場合、任意継続組合員になれますか？

A 1 退職日の前日（令和4年3月30日）の時点で1年以上引き続き組合員ではないのでできません。

令和4年度も臨時的任用職員として勤務し、組合員期間の要件を満たせば任意継続組合員になることができます。

Q 2 任意継続組合員期間の途中で臨時的任用職員に採用された場合、臨時的任用期間終了後に再度任意継続組合員になれますか？

A 2 臨時的任用職員の期間満了日（退職日）の前日までに1年以上引き続き組合員であれば加入できます。

なお、任意継続組合員となるための要件である「1年以上引き続き組合員である」の中には任意継続組合員の期間は含まれません。

申出方法と期限

年度末退職者の加入申出及び掛金納入期限は以下のとおりです。

- ・任意継続組合員申出書の提出期限 令和4年3月18日（金）
- ・任意継続組合員掛金納入期限 令和4年3月18日（金）



掛金の算定方法

任意継続掛金は短期給付に係る掛金と介護保険の掛金からなります。

現職時は事業主（県）と折半していた掛金を全額納めるようになるため、現職時のおよそ2倍の額になります。

$$\text{掛金月額} = \text{算定の基準となる額}_{※1} \times \left(\frac{\text{短期掛金率}}{1000分の84.20} + \frac{\text{介護掛金率}}{1000分の17.8} \right)_{※2}$$

※1 次のいずれか低い額により掛金が算定されます。

- ・退職時の標準報酬月額
- ・全組合員の平均標準報酬月額（令和4年度：410,000円）

※2 令和3年度の率です。

例) 掛金額の最高額 (40歳以上65歳未満で平均標準報酬月額410,000円を適用した場合)

短期掛金 月額34,522円 (410,000円×84.2 / 1000) …①

介護掛金 月額 7,298円 (410,000円×17.8 / 1000) …②

掛金年額 501,840円 (①+②) ×12月

掛金の払込方法

払込は「毎月払い」、「半期払い」、「年払い」のいずれかを選択し、共済組合から送付される「振込依頼書」により佐賀銀行で払込んでください。※1

なお、年払い、半期払いの場合、前納割引※2があります。年払いの場合、年間の掛金総額は492,931円となり、毎月払いよりも約1万円ほど安くなるため大変お得です。

※1 払込時に受け取る「振込金(兼手数料)受取書」は、確定申告の際に社会保険料控除の確認書類として必要となりますので、大切に保管してください。

※2 割引率は令和3年度現在のものです。

任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当したときに資格が無くなります。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- ④ 他の医療保険制度に加入したとき(再就職等により健康保険等に強制加入)
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることの申出を共済組合が受けた場合において、その月の末日が到来したとき(家族の被扶養者になったとき等)

任意継続の掛金は年払いだと割引もあって、払い込み忘れによる資格喪失の心配もないね。



給付金等の振込について

給付金が生じた場合は、教職員専用口座(佐賀銀行の口座)に振り込みます。

なお、退職後も現職時に生じた給付金が振り込まれる場合がありますので、任意継続組合員制度への加入の有無に関わらず退職後半年程度は当該口座を解約しないでください。

任意継続組合員が受けられる短期給付

短期給付には、法律(健康保険法等)で給付の種類や内容などが定められている「法定給付」と、保険者(共済組合)が財政事情などを勘案して定款で定める「附加給付」(一部負担金払戻金、家族療養費附加金)があります。

<任意継続組合員が受けられる短期給付一覧>

給付事由	給付名 二段の場合、上段が本人 下段が家族	給付概要	請求方法
病気や負傷	療養の給付 家族療養の給付	組合員(被扶養者)が病院で組合員証を使用して診療を受けたとき ⇒総医療費のうち7割を共済が負担	自動給付
	入院時食事療養費	組合員(被扶養者)が病院で食事療養を受けたとき ⇒食事に要した費用から自己負担額を控除した額を共済が負担	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員(被扶養者)が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき ⇒指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済が負担	
	一部負担金払戻金☆ 家族療養費附加金☆	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が、25,000円を超えているとき ⇒窓口負担額(3割)から25,000円を差し引いた額を共済が負担	
	高額療養費	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が一定額を超える場合 ⇒窓口負担額のうち自己負担限度額を超えた額を共済が負担	
病気や負傷	療養費 家族療養費	①組合員(被扶養者)がやむをえない事情により組合員証を使用しないで病院で受診したとき ②組合員証(被扶養者証)が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合(コルセット等の治療用装具、はり、きゅう、マッサージ等) ※①②ともに共済組合が認めた場合 ⇒総医療費のうち7割を共済が負担	請求書提出
出産	出産費(同附加金☆) 家族出産費(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が出産したとき ⇒408,000円※(附加金50,000円) ※産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合、12,000円を加算して42万円を支給	
死亡	埋葬料(同附加金☆) 家族埋葬料(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が死亡したとき ⇒50,000円(附加金25,000円)	
住居等の損害	災害見舞金	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき ⇒標準報酬月額1月分を支給
		家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき ⇒標準報酬月額1月分の7割を支給
災害による	災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき(損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください) ⇒被害の程度により標準報酬月額の0.5~3月分を支給 災害見舞金は共済組合独自の給付となります	

- ・ ☆印は法定給付に上乗せして、公立学校共済組合が独自に行っているものです。(附加給付)
- ・ 請求行為(請求書提出)により支給される給付金は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求しなければ、時効により給付金を受給する権利が消滅します。

令和4年4月1日から、年金制度が変わります！

1 在職中の年金受給の在り方の見直し

在職中の65歳未満に支給される特別支給の老齢厚生年金については、賃金と年金の合計が支給停止基準額を超える場合、その超えた額の1 / 2の額が支給停止となりますが、令和4年4月より支給停止基準額が28万円から47万円に引き上げられます。

(現行の65歳以後の支給停止基準額と同じになります。)

【 現 行 】

現行の支給停止基準額	
65歳未満	65歳以上
28万円	47万円



【令和4年4月～】

令和4年4月～の支給停止基準額	
65歳未満	65歳以上
47万円	

在職一部支給停止算出方法

- 《 支給停止額 (月額) = { (賃金の月額 + 年金の月額) - 支給停止基準額 } × 1/2 》
- * 賃金の月額・・・(標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額)) × 1/12の額
 - * 年金の月額・・・老齢厚生年金 × 1/12の額 (経過職域部分は全額停止)

2 年金の繰上げ減額率の変更

○本人が希望すれば、60歳からでも特別支給の老齢厚生年金を繰上げて受給できます。

ただし、「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」どちらも同時に繰上げ請求をすることになります。

○繰上げた期間に応じて年金が減額される仕組みになっています。

【 現 行 】 繰上げ月数1ヶ月あたり 0.5% 減額されます。

【令和4年4月～】 繰上げ月数1ヶ月あたり 0.4% 減額されます。

繰上げ請求を選択するときの留意事項

- ① 繰上げ請求の年金額は繰上げの月数に応じて減額され、その減額率は生涯変わりません。
- ② 希望するのは65歳になるまでの間であれば、いつでも可能です。
- ③ 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害厚生年金、障害基礎年金等の請求ができなくなります。
- ④ 組合員として在職している間は、原則として老齢厚生年金は支給されません。
ただし、繰上げ支給の老齢基礎年金は支給されます。

3 年金の繰下げ年齢上限の変更

令和4年4月以降に70歳に到達する方について、65歳以降の年金の繰下げ年齢上限が引き上げられます。

【現行】 老齢厚生年金の受給開始は最長 **70歳** まで繰下げられます。

【令和4年4月～】 老齢厚生年金の受給開始は最長 **75歳** まで繰下げられます。

4 年度末・年度初めの事務手続き

「年度末・年度初めにおける事務手続きについて（通知）」（年度末に通知）でご確認のうえ、「組合員転入届」「組合員転出届」、履歴書等の提出をお願いします。

他県公立学校共済組合（他共済）等から新規採用・臨時的任用等で就職（再就職）されている場合にも必要です。

* 他共済とは・・・警察共済・市町村共済・国家公務員共済・地方職員共済

年度末（退職時）の提出書類

・定年退職者 ・定年前退職者 ・フルタイム再任用 （再任用を継続しない方） ・臨時的任用職員	年金を受給している	◎ すでに年金が「決定」している方は、退職時には年金の「改定」請求を行います。 （提出書類） ・年金「改定」請求書 …… 原本とコピー 各1部 ・退職届書 [※] …… 原本とコピー 各1部 ・履歴書の写し（退職日までの記載） …… 1部 （退職日で所属長の証明が必要（公印不要）） ・終身退職年金・有期退職年金「決定」または「改定」請求書等…1部 （65歳以上の年金受給者のみ提出）
	年金を受給していない	◎ 退職後、しばらくしてから年金が支給される方。 将来の年金請求に備えて、年金待機者として登録しておくことになります。 （提出書類） ・退職届書 [※] …… 原本とコピー 各1部 ・履歴書の写し（退職日までの記載） …… 1部 （退職日で所属長の証明が必要（公印不要））

《重要》4月以降に就職の決定（予定）がある方は、令和3年度「退職後の予定に係る申告書」に詳しく記載して下さい。なお、申告書には4月以降就職しない予定と記載し、後に就職が決定した場合は必ず公立学校共済組合佐賀支部までご連絡ください。

また、公立学校共済組合年金受給者で期間が空いて再就職をされた方については、「年金受給権者再就職届書」を速やかに提出してください。

※臨時的任用職員の退職届書については、HPよりダウンロードし退職日より1週間以内に提出ください。

被扶養者の認定状況の確認（検認）にご協力いただきありがとうございました。

今年度の検認でも、遡及して「認定取消」となる事例がありました。収入等の現況確認で気になる点がありましたら、速やかに学校の共済事務担当者へご相談ください。引き続き、被扶養者（ご家族）の収入等の現況確認をお願いします。



新規で被扶養者の認定を受けようとするときは

- ▶ 被扶養者は、組合員と一定の身分関係（3親等内の親族）にあり、主として組合員の収入により生計を維持する者でなければなりません。

主として組合員の収入により生計を維持する者とは、生活の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者を指します。組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合（夫婦共同扶養等）において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（収入等により比較して）は、被扶養者に認定することはできません。

- ▶ 被扶養者の認定申告について
事実発生日（結婚・出生・退職等）の事由により行う場合は、**事実発生日から30日以内に申告**してください。
申告の手続きが遅れた場合（30日超過）の被扶養者認定日は、**所属長が被扶養者申告書を受理した日**からとなり、無資格の期間の病院等の診療費は全額自己負担となります。その場合は、国民健康保険等に参加することとなります。
- ▶ 別居している父母等を被扶養者として認定する場合
被扶養者として認定を受けようとする者の「収入額（認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう。）」に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であることが認定要件となります。

ここでいう「収入額」とは、認定対象者自身の収入に、組合員の送金額及び他の者からの送金額を加えた額をいいます。

収入額 = (A) 認定対象者自身の収入 + (B) 組合員の送金額 + (C) 他の扶養者の送金額

(例) 「収入額」 = (A) 80万円 + (B) 40万円 + (C) 30万円 = 150万円

150万円 ÷ 3 = 50万円

50万円 > 40万円 (= (B) 組合員の送金額)

※ この場合の送金額だと「収入額」に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上ではないため、認定できません。



住所変更手続きについて

- ▶ 組合員が住所変更をした場合
県へ住所変更の報告をされると連動して、共済組合の情報も変更されるため、共済組合員申告書による記載事項変更申請は不要です。ただし、育児休業中は連動しないため、記載事項変更申請が必要です。
- ▶ 被扶養者が住所変更をした場合
組合員と別居となる被扶養者の住所変更は、被扶養者申告書により記載事項変更申請を行って下さい。ただし、組合員と一緒に転居し、同居の状態が継続する場合は申告は必要ありません。



20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の被扶養者認定を受けるときは

- ▶ 「国民年金第3号被保険者関係届」及び年金手帳または基礎年金番号通知書の写し（基礎年金番号等が確認できる書類）を被扶養者申告書と一緒に必ず提出してください。
※ 提出があったものは、共済組合が日本年金機構の定める年金事務所へ届出を行います。
※ 第3号被保険者とは、第2号被保険者（会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者（65歳以上で老齢年金を受ける人を除く））の配偶者で、20歳以上60歳未満（原則、年収が130万円未満）の方が対象です。



被扶養者の認定要件は大丈夫ですか？

被扶養者の認定が遡って取り消しになると医療費の返還が必要になります。

▶ 「組合員被扶養者証」の交付者は、医療給付を受けることができます。しかし、遡って取消になった日以降に被扶養者証を使って医療機関を受診していた場合は、医療費を返還してもらうことになります。

通常、共済組合の被扶養者証を提示して医療機関を受診すると、医療費の3割分^{※注}を窓口で支払って、残りの7割分^{※注}は共済組合が負担しています。その7割分^{※注}の金額を返還してもらうことになりますので、遡りの期間が大きかったり、たくさんの病院を受診していたりすると返還してもらう金額も数百万と大きくなってしまふこともあります。

返還する医療費は、法定給付（高額療養費等）及び附加給付はもちろん、互助会からの医療給付金も全て返還対象となりますので、定期的に扶養している被扶養者（ご家族）の現況を確認しましょう。
^{※注}…生年月日により異なる

今年度多かった被扶養者の取消事例を紹介します



取消事由	事 例	取消日
就 職	・ 就職等により他の健康保険（社会保険等）の被保険者となったとき (注) 収入が限度額以内であっても被扶養者の取消となります	・ 健康保険の資格取得日 ・ 就職日
収入超過	・ アルバイト等による収入が年額130万円以上又は月額108,334円以上の収入が見込まれるとき (注) 収入には通勤手当等も含まれます	・ 就労初日
	・ 公的年金受給者は年額180万円以上が見込まれるとき ・ アルバイト等による収入がある者が年金支給開始となり、年金額と収入額の合計年額が180万円以上又は月額150,000円以上が見込まれるとき (注) 次の①と②に該当する者のみ、限度額は年額180万円です ① 障害を支給事由とする公的年金等を受けている者 ② 60歳以上で公的年金等を受けている者 ※ これに該当しない者の限度額は、年額130万円です (60歳未満で遺族年金を受給している場合を含みます)	・ 年金証書等の受領日 (不明な場合は通知日) ※ 年金額の改定通知書が届いたら金額を確認して下さい。 増額改定により所得限度額を超えた場合は取消となります。
	・ 月額108,334円以上の収入が3か月連続で超えたとき (公的年金受給者は150,000円以上)	・ 4か月目の初日
	・ 雇用保険（失業等給付）の基本手当日額が3,612円以上の場合 (注) 受給期間中は被扶養者になれません	・ 受給開始日
	・ 確定申告により認定基準年額以上となったとき ◎ 事業所得等は、総収入から共済組合が必要経費として認める経費を控除して年額を算出します (所得税法上の所得とは一致しません) ◎ 農業に家族で従事している場合は、名義人に関係なく従事割合により所得が按分されます ◎ 個人年金や株の配当金も収入に含まれます (注) 個人年金は、課税所得証明書等に雑所得として計上されることで、収入が発覚し遡って取消となる事例が発生しています (例) 支給額 (A) - 掛金額 (B) = 雑所得の課税の対象となる金額 (A) 300,000円 - (B) 195,000円 = 105,000円 (雑所得) ※ この場合の個人年金の収入額は300,000円となります。	・ 税務署の受付日又は確定申告最終日 ※ 個人年金の取消日の取扱いについては、契約時等で確定した支払開始日又は、支払通知書等の受領日等です。 年額130万円未満の収入要件に含まれますので必ず申告をお願いします。
別 居	・ 同居を条件とする被扶養者と別居したとき	・ 別居の日
結 婚	・ 結婚により組合員との生計維持の実態が無くなったとき	・ 婚姻日 ・ 生計が別になった日
送 金	・ 別居している父母等への送金額が認定要件の基準額未満になったとき ◎ 基準額 = 収入合計額 (送金額を含む) の3分の1以上	・ 認定要件の基準額未満になった月の初日
夫 婦 共同扶養	・ 扶養手当等の付け替え（扶養替）により主たる扶養者でなくなったとき ・ 組合員の年間収入と比較し配偶者の年間収入の割合が1割を超えたとき ※ 主たる扶養者である組合員が、育児休業を取得することにより無給となり夫婦の収入が逆転したときに限り、育児休業を取得しなかった場合にもらえたであろう給料による年間収入で比較して差し支えないものとして取り扱ふことができます。	・ 扶養手当等の取消日 ・ 前年分比較、昇給昇格日 (1月1日等) ・ 事実が生じた日 (配偶者の就職日等) など

※ 令和2年4月1日（施行日）より、被扶養者の要件に「国内居住要件（日本国内に住所を有すること）」が追加されました。詳しくは、「福利さが152号 令和2年7月1日発行 6ページ」をご参照ください。

令和4年1月1日から 出産費及び家族出産費に係る支給額が変更になりました

変更前	変更後
出産費及び家族出産費 【40万4千円】	出産費及び家族出産費 【40万8千円】



※ 出産費及び家族出産費に、産科医療補償制度の保険料が加算される場合の総支給額は、これまでどおりの42万円で変更ありません。

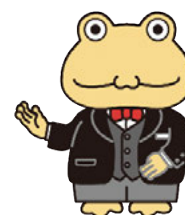
退職予定者の貸付返済について

〈令和3年度末退職予定者の貸付返済について〉

年度末で退職される方のうち、「貸付金残高」がある方は令和4年4月に支給予定の退職手当から自動的に控除されます。「貸付金残高」については、令和4年3月に通知予定です。

※退職手当から「貸付残高」を全額控除できなかった場合は、該当者宛に別途「振込通知書」を送付します。

ご不明な点がございましたら、貸付担当までお問い合わせください。



退職準備型講演会を実施しました！

満50歳以上の組合員及び配偶者を対象とした「退職準備型講演会」を実施しました。佐賀会場と小城会場で計4回実施し、417名の方にご参加いただきました。「食事と運動について」、「退職後の医療保険制度について」、「マネープランセミナー」の3部構成となっており、退職後の生活について考える良い機会になったという声が数多く寄せられました。

～参加者の声～

- ・運動不足が気になっていたのでトレーニングが参考になった
- ・食事の自己チェックなどが実践できて大変良かった
- ・就労の有無や形態によって保険も変わることが具体的にわかって良かった
- ・年金や投資について理解が深まった



1度だけでなく、毎年の参加も大歓迎です！来年度も実施予定ですので、お気軽にご参加ください！

標準報酬制（随時改定）について

標準報酬は定時決定により毎年1回決定し、その年の9月から翌年の8月まで適用されますが、昇給、昇格、人事異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬の月額と標準報酬の月額に隔たりが生じないように標準報酬の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

「随時改定」は次のいずれにも該当したときに行い、次の定時決定までの間の標準報酬(注1)となります。

- 前月に対し、当月の固定的給与に変動があること。(注2)
- すでに決定または改定されている標準報酬の等級と、変動があった月から継続した3カ月間(注3)の報酬の平均により算定した標準報酬の等級に2等級以上の差があること。

注1 1月から6月までに改定した場合はその年の8月まで適用され、7月から12月までに改定した場合は翌年の8月まで適用されます。

注2 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。なお、手当の創設、廃止や手当額の改正など、給与体系に変更があった場合は、随時改定の対象になります。

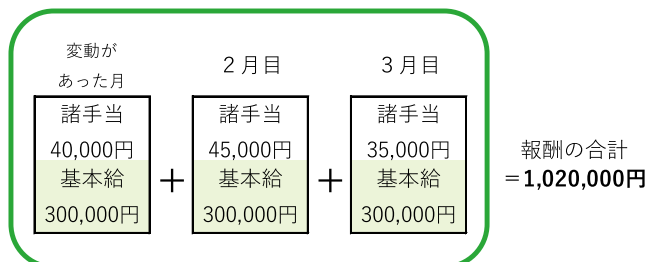
注3 各月とも支払基礎日数(※)が17日以上であることが必要です。

※支払基礎日数は、報酬の支払の基礎となった日数をいい、次の式により計算します。

支払基礎日数 = 暦の日数 - 週休日 - 欠勤日（祝日、年末年始の休日は、支払基礎日数に含めます。）

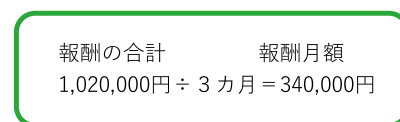
●ステップ1

注 月の途中で変動があった場合は、翌月が「変動があった月」となる



●ステップ2

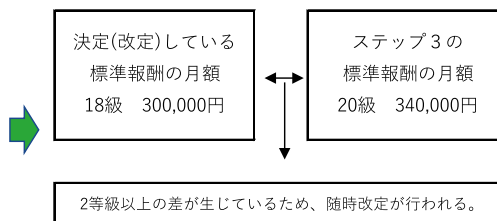
「報酬の合計」を3で割り、報酬月額を算定する。



●ステップ3

報酬月額	標準報酬月額	
290,000以上310,000未満	第18級	300,000円
310,000以上330,000未満	第19級	320,000円
330,000以上350,000未満	第20級	340,000円
⋮	⋮	

⇒ステップ3の標準報酬の月額：20級 340,000円



※等級は短期給付の等級を例示しています。

随時改定後の標準報酬
(4ヵ月目から適用)
標準報酬の月額：340,000円

部活動応援

親睦会
プラン

New

ご予約承り中!!

食べ盛りの中高生向けのお料理に、ソフトドリンクの飲み放題を付けたお得なプランをご用意いたしました。

期間 / ~2023年3月31(金)まで



取り分け不要の個人盛なので安心です!!

カレーライスは
コーナー料理で
ご提供いたします。

※写真は中学生・高校生用コース料理の一例です。

中学生
高校生
お一人様 **4,000円** (税込)~



※写真は中学生・高校生用卓盛料理(10名様分)の一例です。

コース料理 or 卓盛料理
+ ソフトドリンク飲み放題

特典

- ① プロジェクターセット貸出サービス!
※台数に限りがございます。事前予約をお願いします。
- ② 会場使用料2時間30分サービス!
- ③ 部旗・応援旗を会場に取付します!
※事前にご相談ください。

● 先生・保護者様向けのプランもございます。

※写真は大人用御膳料理の一例です。

大人 **5,000円** (税込)
お一人様

御膳料理 or 卓盛料理 + フリードリンク
(ビール、日本酒、焼酎、ワイン、ウイスキー、ソフトドリンク、ノンアルコールビール)



■ご予約・お問い合わせ
TEL0952-25-2212
www.grande-hagakure.com
info@grande-hagakure.com
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号



HOTEL
グランデはがくれ
Grande Hagakure



ホテルグランデはがくれの
歓送迎会プラン

期間/
2022年**3/1(火)～5/31(火)**

※表示価格は全て奉仕料・消費税込です。

ご予約
承り中



春の味覚会席

佐賀牛
使用

(料理のみ)
お一人様 **4,400円**

- ◆ 春の前菜 (鱈西京焼き、他)
- ◆ 刺身三種 ◆ 沢煮椀 ◆ 梅そば
- ◆ 佐賀牛蒸ししゃぶ ◆ 豚角煮
- ◆ 鯛フライ、海老彩みじん粉揚げ
- ◆ 牛ホホ肉パイ包み ◆ 青菜巻寿司
- ◆ 甘酒プリン 桜もちソースかけ

お得なフリードリンク付き!
春の味覚会席プラン
お一人様 **6,000円**

※写真と内容は若干異なる場合がございます。※お米は県産米を使用しております。



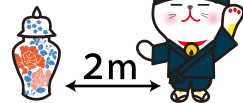
御膳料理 New Style Party

(料理のみ)
お一人様 **3,300円**

お得なフリードリンク付き!
御膳料理プラン
お一人様 **5,000円**

※写真はイメージです。

3密 (密集・密接・密閉) を回避した会場のご提案もいたします。お気軽にご相談ください。



フリードリンクメニュー

※お一人様+300円でカクテルを追加できます。

120分

ウイスキー・ハイボール・日本酒・ワイン・焼酎
・ビール・ノンアルコールビール・ソフトドリンク

ホテルグランデはがくれの
仕出し御膳・宅配弁当

※ご注文は3日前までにお願いします。

配達には**2000円以上の料理を10個から承ります。**



配達
地域

佐賀市、小城市、多久市、杵島郡、神埼市、
吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、鳥栖市など

※当ホテルから片道1時間以内の距離が目安です。※近郊の方はお問い合わせください。



※写真は「会席御膳 松」のイメージです。

- ① 特上幕の内弁当 佐賀牛入り ... 2,268円
- ② 特選ビーフステーキ弁当 ... 2,160円
- ③ シシリアン弁当 ... 2,160円

- 会席御膳 松(まつ) ... 5,400円
- 会席御膳 竹(たけ) ... 4,320円
- 会席御膳 梅(うめ) ... 3,240円

お持ち帰りは1個から承ります。



★お持ち帰りの方は配達料分をサービスいたします!!

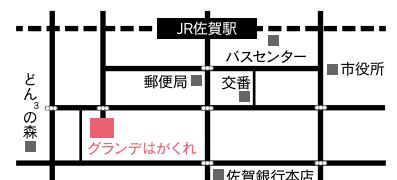
※料理の内容は季節によって異なります。※表示価格は全て消費税込です。※その他、ご予算に合わせて承りますのでお気軽にお問い合わせください。



HOTEL
グランデはがくれ
Grande Hagakure

ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212
www.grande-hagakure.com
info@grande-hagakure.com
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号



私たち「グランデはがくれ」で結婚しました。

いのうえ たくや リカ

井上 拓哉・里佳 (旧姓 高井) ご夫妻 2021年10月16日挙式



入籍して1年。コロナ禍で無事に披露宴を行えるのか不安な状況の中、プランナーの秀島さんをはじめ、グランデはがくれの皆様にはご尽力いただき、感謝しています。

延期や人数調整などギリギリまで私たちの思いを汲み取りながら一緒に考えていただき、そして柔軟に対応していただいたおかげで、無事に披露宴を行うことができました。

打ち合わせの時から、何もかもわからない私たちのことを温かく見守り、また、密に連絡を取り合いながら、いろんな提案をしていただく中でゆっくりですが、一つひとつ形ができていきました。

披露宴当日は、たくさんの笑顔と手厚いサポートで迎えていただき、人生の1ページに素敵な思い出を刻むことができ感謝の気持ちでいっぱいです。ゲストの方からも「いい雰囲気です。サプライズも多く、素敵な披露宴だった」「料理も一つひとつこだわりがあってとても美味しかった」という声を頂くことができました。

披露宴という人生最大のイベントをグランデはがくれさんで行うことができ、本当によかったです。



大満足! 「教職員様限定ウエディングプラン」もございます。

新郎新婦様が佐賀県内の教職員の場合は、最大30万円の補助があります。

※詳しくは予約課までお問い合わせください。

■ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

ホームページはこちらから!

グランデはがくれ 🔍 検索



最新の情報をチェック!!

Instagram



HOTEL
グランデはがくれ

Grande Hagakure